

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護運営規程 グループホームガーデンの家落合南 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、有限会社サカコーポレーションが設置運営する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、利用者の自立した生活を地域社会において営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業者は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者・利用者の家族、事業所の所在する区市町村の職員、地域住民の代表等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、おおむね2か月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 7 事業の運営を行うに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 8 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 9 事業所は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームガーデンの家落合南
- (2) 所在地 広島県広島市安佐北区落合南九丁目5番20号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名(非常勤専従 1名)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 12名以上

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

共同生活住居(こぼれび) 9名

共同生活住居(ひだまり) 9名

(介護の提供内容)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

((介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成等)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。

3 利用者に対し、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣の定める通りとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃 54,000円/月
- (2) 食費 1,400円/日
- (3) 管理費 25,500円/月
光熱水費及び共用部清掃費・EVメンテナンス費・消防設備点検費・火災保険料・建物管理費
- (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる日用品費は実費
 - 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日まで
に受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護または要支援2であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
 - 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

(緊急時における対応策)

第13条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じるものとする。

(災害、非常時への対応)

第14条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年に2回は実施する。また、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うように努める。

3 事業所は、水防法令に基づき、避難確保計画をたて、職員及び利用者が参加する避難、救出その他必要な訓練を原則として少なくとも年に1回は実施する。

4 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

5 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

6 非常災害時に地域住民との連携が円滑に行えるように、日頃から地域住民等との連携に努めるものとする。

7 感染症及び非常災害等発生時における事業継続計画(BCP)を策定し、定期的な研修及び事業継続計画に基づく訓練を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(5) 管理者または、従業者は、高齢者からのサインを感じた際は、高齢者虐待防止の為にチェックリストを活用し、管理者へ報告を行う。

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接お客様の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5) 食事を与えないこと。

(6) お客様の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8) ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。

(身体拘束等)

第16条 事業所は、指定地域密着サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第5項の「サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図っていく。また、「拘束をしない介護」を目指し、別紙「身体拘束適正化のための指針」「身体拘束等行動制限についてのマニュアル」を定め、下記の体制を整えて実施にあたる。

- (1) 関係従業員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など身体拘束廃止のための体制を行うため、身体拘束廃止推進委員会の開催を行う。
- (2) 身体拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断するための具体的な手順を身体拘束適正化のための指針に定め対応にあたる。
- (3) 身体拘束等の解除の予定日を記載した「身体拘束に関する記録」の作成、利用者又はその家族への説明を行い、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め「転落予防」ケガの予防であっても「拘束をしない介護」を目指す。
- (4) 身体拘束の実施中、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」の作成及び経過についての記録を行い、利用者又はその家族への説明を定期的に行うこととする。
- (5) 解消後の身体拘束等の妥当性の検証を作業の実施及び記録をもとに、身体拘束廃止推進委員会にて行うこととする。
- (6) 職員に対し、身体拘束防止のための研修を定期的に(年2回)実施する。
- (7) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(カスタマーハラスメント)

第17条 利用者およびその家族、代理人等は、職員に対して暴言、暴力、セクシュアルハラスメント、長時間の不当な拘束、不当な要求行為等、社会通念上相当の限度を超える言動（いわゆる「カスタマーハラスメント」）を行ってはならない。

2 上記のようなハラスメント行為があった場合には、事業所は以下の対応を行うものとする。

- (1) 当該利用者等に対して注意・警告を行う。
- (2) 状況により、面会制限、電話対応の制限等、適切な措置を講じる。
- (3) 悪質な場合には、外部の専門機関や弁護士等と連携し、必要に応じて法的措置を講じる。

3 職員がカスタマーハラスメントを受けた場合、速やかに管理者に報告し、対応を協議する。施設は、職員の安全と人権を守るため、必要な配慮と支援を行うものとする。

(感染症対策)

第18条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3か月に1回開催する。
- (3) 職員は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- (5) その他関係通知の遵守、徹底

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第19条 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（記録の整備）

第20条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - (1) 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録。
 - (2) その他サービスの提供に関する記録。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 厚生労働省が定める事業者にかかる情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

- 2 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 定期的研修 随時
 - (3) 事業所の資質向上を行う為、管理者に研修の機会を設ける。
 - 1 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社サカコーポレーションとの協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日に改定する。

この規程は、令和7年9月1日に改定する。